

令和5年岳南排水路管理組合議会臨時会（6月）会議録

令和5年6月9日（金）

1 出席議員（10名）

1番	須藤	秀忠	議員
2番	芦澤	秀典	議員
3番	稻葉	寿利	議員
4番	吉川	隆之	議員
5番	鈴木	幸司	議員
6番	荻田	丈仁	議員
7番	長谷川	祐司	議員
8番	萩野	基行	議員
9番	齋藤	和文	議員
10番	小池	義治	議員

2 説明のため出席した者（7名）

管 理 者	小長井	義正	君
副 管 理 者	山田	教文	君
富士市上下水道部長	落合	知洋	君
富士市産業交流部長	簗木	真一	君
富士宮市水道部長	小林	博之	君
局 長	諏訪部	浩康	君
参事兼施設課長	天野	則男	君
総務課長	根上	忠記	君

3 出席した事務局職員（4名）

参事補兼管理係長	小泉	大輔	君
庶務係長	渡邊	友貴	君
庶務係上席主事	佐野	浩平	君
庶務係上席主事	井出	昌志	君

4 議事日程 (第1号)

日程第1 議長選挙について

5 議事日程 (第1号-2)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長選挙について

日程第5 報第1号 専決処分の承認を求めるについて

(岳南排水路管理組合個人情報の保護に関する法
律施行条例制定)

日程第6 議第4号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を
求めるについて

午前10時開会

○総務課長（根上忠記君） 本臨時会は、当組合議会議員の改選後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、須藤秀忠議員が年長議員でありますので、御紹介いたします。須藤議員、議長席へお願ひいたします。

（臨時議長、議長席に着席）

○臨時議長（須藤秀忠議員） ただいま御紹介いただきました須藤秀忠でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひいたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第1 議長選挙について

○臨時議長（須藤秀忠議員） 日程第1 岳南排水路管理組合議会議長選挙を行います。
お諮りいたします。

議長選挙の方法について御意見を求めます。

○2番（芦澤秀典議員） 議長。

○臨時議長（須藤秀忠議員） 2番 芦澤秀典議員。

○2番（芦澤秀典議員） 当組合議会の議長は、今まで富士市選出議員のうちから選出しております。今回も同様に、議長は富士市選出議員のうちから選出願いたく、富士市議員さんの御相談により指名推選されますよう、お計らい願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○臨時議長（須藤秀忠議員） ただいまお聞きのとおり、議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は指名推選で行いたいとの御意見がありました。さよう決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出の議員の方々は御相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時5分 再開

○臨時議長（須藤秀忠議員） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、どなたか、御相談の結果の御報告をお願いいたします。

○3番（稻葉寿利議員） 議長。

○臨時議長（須藤秀忠議員） 3番 稲葉寿利議員。

○3番（稻葉寿利議員） 萩田丈仁議員を推薦いたします。

○臨時議長（須藤秀忠議員） お聞きのとおり、議長に6番萩田丈仁議員をとの御推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました萩田丈仁議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって萩田丈仁議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました萩田丈仁議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

萩田丈仁議員、議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○6番（萩田丈仁議員） ただいま御推挙いただきました富士市議会議員の萩田丈仁でございます。引き続き、皆様のお力を借りした中で、しっかりした組合運営の会議のほうを進めさせていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○臨時議長（須藤秀忠議員） これで私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

萩田議長さん、議長席へお着き願います。

（臨時議長、新議長と議長席交代）

○議長（萩田丈仁議員） それでは、引き続き、お手元に配付いたしております議事日程に従い会議を続けます。

日程第1 議席の指定

○議長（萩田丈仁議員） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により議長において指定いたします。

議席については、ただいま御着席願っております議席とし、その番号並びに議員氏名を総務課長が報告いたします。

○総務課長（根上忠記君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 総務課長。

○総務課長（根上忠記君） それでは、議席の番号及び議員氏名を報告いたします。

1番 須藤秀忠議員 2番 芦澤秀典議員

3番 稲葉寿利議員 4番 吉川隆之議員

5番 鈴木幸司議員 6番 荻田丈仁議員

7番 長谷川祐司議員 8番 萩野基行議員

9番 斎藤和文議員 10番 小池義治議員

以上でございます。

○議長（荻田丈仁議員） 報告を終わります。

ただいま報告いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（荻田丈仁議員） 日程第2 会議録署名議員の指名ですが、会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

2番 芦澤秀典議員

3番 稲葉寿利議員

以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（荻田丈仁議員） 日程第3 会期の決定について議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 副議長選挙について

○議長（荻田丈仁議員） 日程第4 岳南排水路管理組合議会副議長選挙を行います。

副議長選挙の方法について御意見を求めます。

○2番（芦澤秀典議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 2番 芦澤秀典議員。

○2番（芦澤秀典議員） 副議長につきましても、議長と同様に、富士市選出議員から選出されておりますので、今回もそのようにお願いをしたいと思います。

なお、選挙の方法につきましても、指名推選によりお願いいたします。

以上です。

○議長（荻田丈仁議員） ただいまお聞きのとおり、副議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は指名推選で行われたいとの御意見がありましたが、さように決して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、副議長については富士市選出議員のうちから選出願い、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

では、富士市選出議員の方々は御相談をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（荻田丈仁議員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

では、どなたか、御相談の結果の御報告をお願いいたします。

○3番（稻葉寿利議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 3番 稲葉寿利議員。

○3番（稻葉寿利議員） 7番長谷川祐司議員を推薦いたします。

○議長（荻田丈仁議員） お聞きのとおり、副議長に7番長谷川祐司議員をとの御推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました長谷川祐司議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって長谷川祐司議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました長谷川祐司議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

長谷川祐司議員、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○ 7番（長谷川祐司議員） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 7番 長谷川祐司議員。

○ 7番（長谷川祐司議員） ただいま御推挙いただきまして誠にありがとうございます。富士市議会議員の長谷川祐司です。議長をしっかりと支えられるように、私自身もしっかりと勉強しながら進めていきたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（荻田丈仁議員） 副議長の挨拶を終わります。

それでは、ここで管理者から議員各位に対し挨拶並びに当局側の出席説明員の紹介をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） お許しをいただきましたので、一言挨拶申し上げます。

本日、富士、富士宮両市の市議会議員任期満了等に伴い、本組合議会議員に選出された皆様に御参集いただき、臨時会が開催できましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどの正副議長選挙におきましては、議長に荻田丈仁議員、副議長に長谷川祐司議員が当選されました。誠におめでとうございます。

御案内のとおり、この岳南排水路は、都市下水路として維持管理する工場排水専用の下水道であり、富士市、富士宮市の紙・パルプをはじめとする地域産業を支えるとともに、市民の生活環境の維持保全にとって重要な役割を担ってまいりました。昭和26年度から県事業として建設された施設であり、これからその多くが耐用年数を迎えることとなります。今後も十分に機能を維持していくため、引き続き計画的に老朽化対策を講じるなど、適切な維持管理の推進に、なお一層の努力を傾注してまいる所存であります。議員各位におかれましても、岳南排水路の管理運営につきまして、なお一層の御理解、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提案申し上げ、御審議を賜ります議案の大要につきまして説明申し上げます。

初めに、報第1号岳南排水路管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてであります。本案は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い所要の措置を講ずるため、条例の制定を行い、専決処分したものについて、議会に報告し、御承認をお願いするものであります。

次に、議第4号ですが、人事案件でありますので、後ほど上程いたしました際、

改めて説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、上程案件につきまして概要のみ申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますようお願ひ申し上げ、私からの説明とさせていただきます。

なお、引き続き、本日出席の説明員を副管理者から紹介させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副管理者（山田教文君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 副管理者。

○副管理者（山田教文君） それでは、お手元に名簿を配付いたしてございますが、私から本臨時会に説明員として出席しております職員の紹介を申し上げます。

まず、事務局から紹介させていただきます。

局長の諏訪部浩康。

○局長（諏訪部浩康君） 諏訪部です。よろしくお願ひいたします。

○副管理者（山田教文君） 参事兼施設課長の天野則男。

○参事兼施設課長（天野則男君） 天野です。よろしくお願ひします。

○副管理者（山田教文君） 総務課長の根上忠記。

○総務課長（根上忠記君） 根上です。よろしくお願ひします。

○副管理者（山田教文君） 次に、当管理組合の構成市の関係部長として、富士市から上下水道部長の落合知洋。

○富士市上下水道部長（落合知洋君） 落合でございます。よろしくお願ひいたします。

○副管理者（山田教文君） 同じく産業交流部長の簗木真一。

○富士市産業交流部長（簗木真一君） 簗木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副管理者（山田教文君） 富士宮市から水道部長の小林博之。

○富士宮市水道部長（小林博之君） 小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副管理者（山田教文君） 最後、私、副管理者の山田教文でございます。

以上で紹介を終わります。

○議長（荻田丈仁議員） 以上で管理者からの挨拶並びに当局側の出席説明員の紹介を終わります。

○議長（荻田丈仁議員）　日程第5　報第1号専決処分の承認を求めるについて（岳南排水路管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（諏訪部浩康君）　議長。

○議長（荻田丈仁議員）　局長。

○局長（諏訪部浩康君）　それでは、議案書の1ページをお願いいたします。報第1号専決処分の承認を求めるについて（岳南排水路管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定）について御説明いたします。

次の2ページをお願いいたします。本案は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、この改正法の施行に関し必要な事項を条例に定めるもので、専第1号として、次の3ページにあります条例第2号岳南排水路管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものであります。

初めに、条例制定の背景ですが、個人情報保護についての全国的な共通ルールとして個人情報の保護に関する法律が改正され、本年4月1日から地方公共団体においても国と同じ規律が適用されることから、本組合におきましても、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に必要な規定を整理するため、新たに条例を制定するものであります。

法の施行に関して条例で定める必要がある事項は、第3条の開示請求等に係る手数料等の規定であり、構成市と同様、手数料は無料しております。

なお、写し等の作成及び送付に係る費用は交付を受ける者の負担といたします。

附則ですが、本条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

岳南排水路管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例についての御説明は以上であります、施行日が令和5年4月1日と緊急を要するものでありましたので、専決処分とさせていただき、本議会の御承認を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（荻田丈仁議員）　当局の説明を終わります。

これから報第1号について質疑に入ります。——質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

報第1号専決処分の承認を求めるについて（岳南排水路管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定）は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって報第1号は承認されました。

日程第6 議第4号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めるについて

○議長（荻田丈仁議員） 日程第6 議第4号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番齋藤和文議員の退席を求めます。

（9番 齋藤和文議員 退席）

本案について、管理者の説明を求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（荻田丈仁議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） 議第4号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、提案理由を説明申し上げます。

このたび御同意を賜りたい監査委員は、知識経験を有する者から選任される委員及び議員のうちから選任される委員であります。

知識経験を有する監査委員でありますが、前任である山田充彦氏から、5月31日をもって辞職したい旨の申出がなされ、これを承知いたしましたので、組合規約第11条第2項の規定により、後任監査委員の選任につき、議会の同意を得ようとするものであります。

御提案申し上げました富士市境672番地の1、高橋富晴氏は、昭和59年4月、富士市職員として奉職し、財政部長等の要職を歴任され、現在は富士市代表監査委員に在任中でございます。地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有しております、新たに監査委員として選任しようとするものであります。

議員のうちから選任される監査委員でありますが、市議会議員の任期満了に伴い、同時に議員のうちから選任される監査委員が欠員となっております。これによりまして、組合規約第11条第2項の規定により後任監査委員を選任したく、御同意を得ようとするものであります。

御提案申し上げました富士宮市上条729番地の1、富士宮市議会議員齋藤和文氏は、前任委員としてその職務と責任を全うされており、議員のうちから選任する監査委員として最も適任であると存じます。

何とぞ議員各位の御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（荻田丈仁議員） 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関する事でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたい
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第4号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求める事については原案ど
おり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり同意されました。

9番齋藤和文議員の入場を求めます。

(9番 齋藤和文議員 入場)

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本
日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

令和5年8月17日

臨時議長 須藤秀忠

議長 萩田丈仁

会議録署名議員 芦澤秀典

会議録署名議員 稲葉寿利
